契約後ＶＥ方式の実施に関する特記仕様書

横浜市資源循環局

* 1. 適用

この工事は、契約後ＶＥ方式対象工事である。

* 1. 定義

「ＶＥ提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人が発注者に行う提案をいう。

* 1. ＶＥ提案の意義及び範囲
     1. 請負人がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。
     2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてＶＥ提案の範囲に含めないものとする。
        1. 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
        2. 工事請負契約約款第19条（以下「契約約款」という。）に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
        3. 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
  2. ＶＥ提案書の提出
     1. 請負人は、ＶＥ提案を行おうとする場合、素案の段階において、事前に当該ＶＥ提案の内容及び当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する時期並びに完成する時期を発注者に通知しなければならない。
     2. 発注者は、前項の通知を受けた場合、全体工期の延長が伴うか否かについて検討を行うこととする。
     3. 前項の検討の結果、全体工期の延長が伴う場合は、発注者はＶＥ提案を受付けるか否か、又は、請負人はＶＥ提案を行うか否かについて発注者と請負人が協議して定めるものとする。ただし、当該協議が成立しない場合は、発注者は対応を定め、請負人に通知するものとする。
     4. 請負人がＶＥ提案を行う場合は、ＶＥ提案書（様式１～４）を作成し発注者に提出するものとする。
     5. 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負人に求めることができる。
     6. ＶＥ提案は、契約の締結日から、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、提出するものとする。
     7. ＶＥ提案の提出費用は、請負人の負担とする。
  3. ＶＥ提案の審査

請負人のＶＥ提案は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価して発注者が審査する。

* 1. ＶＥ提案の採否等
     1. 発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後14日以内にＶＥ提案採否通知書（様式５）により請負人に通知しなければならない。ただし、請負人の同意を得た場合は、この期間を延長することができるものとする。また、提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。
     2. 発注者は、契約後ＶＥ対象工事に係る契約約款特約条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約約款第25条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。また、請負代金額の変更は、ＶＥ提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
     3. ＶＥ提案が、適正と認められた後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、請負人はこれに応じるものとする。
     4. ＶＥ提案を採用した後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合のＶＥ管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等のＶＥ管理費について、発注者と請負人が協議して定めるものとする。
     5. 発注者は、ＶＥ提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けないものとする。
  2. ＶＥ提案の保護

ＶＥ提案について、発注者がその他の工事において使用する場合に、請負人に承諾を得ることを求める場合は、様式４の(3)「ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項」の欄に承諾を求める旨記載することとし、その記載がない場合発注者は請負人の承諾が得られたものとする。ただし、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、請負人の承諾を得ずに使用できるものとする。

なお、ＶＥ提案が、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

* 1. 責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負人の責任は否定されるものではないものとする。

制　　定　平成14年11月18日

最近改正　平成24年 ４月 １日

様式１

ＶＥ提案書

年　　月　　日

横浜市長

請負人 住所

氏名 ㊞

年　　月　　日契約の 工事の契約後ＶＥ方式の実施に関する特記仕様書４(1)に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約番号：  工事名：  契約年月日： | | 連絡者氏名  TEL  FAX | |
| ＶＥ提案の概要 | | | |
| 番号※ | 項目内容 | | 概算低減額（千円） |
|  |  | |  |
| 概算低減額合計 | | |  |
| ＶＥ提案の詳細  (1)　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比表（様式２）  (2)　ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠（様式３）  (3)　関連工事との関係等（様式４）  (4)　その他詳細資料、工程表及び図面 | | | |

※通し番号を付してください

様式２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号※ |  | 項目内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| (1)　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比 | |
| ＜現状＞ | ＜改善策＞ |

|  |
| --- |
| (2)　提案理由 |

|  |
| --- |
| (3)　ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入） |

|  |
| --- |
| (4)　品質保証の証明 |

|  |
| --- |
| (5)　その他 |

※様式１の番号と一致させてください

様式３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号※ |  | 項目内容 |  |

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜現状＞ 単位：千円 | | | | | ＜改善策＞ 単位：千円 | | | | |
| 名称及び品質・寸法 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 名称及び品質・寸法 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※様式１の番号と一致させてください

様式４

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号※ |  | 項目内容 |  |

|  |
| --- |
| (1)　関連工事との関係 |

|  |
| --- |
| (2)　工業所有権を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項 |

|  |
| --- |
| (3)　ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項 |

※様式１の番号と一致させてください

注：ＶＥ提案内容を横浜市発注の他の工事で使用する場合に承諾を求める場合は(3)にその旨記載してください。

様式５

第　　　　　号

年　　月　　日

様

印

横浜市長

ＶＥ提案採否通知書

　　　年　　月　　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を次のとおり通知します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　契約番号：  ２　工事名：  ３　契約年月日： | | | | ＶＥ提案項目数：  採用項目数：  不採用項目数： | |
| ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由 | | | | | |
| 番号 | 項目内容 | 採否の区分 | 採否の理由 | | 特記事項 |
|  |  |  |  | |  |